

高浜市誌編さん委員会会議及び会議録の公開について（案）

1 会議の公開について

- (1) 会議は、どなたでも傍聴可能とする。
- (2) 傍聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布する。
- (3) 会議の日程は、市ホームページ等で周知する。

2 会議録の公開について

- (1) 会議録に記載する事項は、次に掲げる事項とする。
 - ①開催日及び場所
 - ②出席者
 - ③議題
 - ④議事の概要
 - ⑤傍聴人の数
 - ⑥その他必要な事項
- (2) 会議録は書面表決とする。（出席委員が内容をチェックし、指摘事項を反映させ、会議録を確定する。）
- (3) 確定後、速やかに市ホームページで公開するとともに、ホームページ上での会議録の閲覧ができない人に対しては、市役所において閲覧できる旨を市の広報紙で周知する。